## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

## 第 108 回 さて、あなたの有限会社、どうしますか?

本コラムでも以前「新会社法」に関して述べた(第84回)。法案は成立され、いよいよ 来年(2006年)の4月には施行される予定である。それに伴い、我々中小企業においても、 幾つかの検討と準備をしなければならない部分が出てくる筈である。

国税庁の調査(平成15年度)によれば、国内の法人数のうち一番多いのは有限会社で、142万7,697社、次いで株式会社の104万2,236社である。その有限会社が今回の改正で廃止になる、現在の有限会社がどうなるのか?いささか気になるところである。

結論的には2つの選択肢がある。1つは、来年の新会社法が施行されても今まで通り、 有限会社でいくケース。もう1つはこの際、株式会社に移行してしまうケースである。

新会社法は、従来の有限会社そのものの存続は否定していないし、「いつまでに株式会社に変更しなければならない」とは、どこにも書かれていない。ただ「有限会社法」は廃止になるということであり、新たな有限会社を設立することはできなくなる。

これを機会に、多くの有限会社が株式会社へ組織変更することが予測されている。

しからば、そのメリット、デメリットとは、一体どういうことなのか... これを機会に 改めて、整理しておきたい。

メリットとしてよく言われることは、株式会社の方が対外的にイメージが良く、信用力があるように見えることである。確かに、従来の「合名・合資会社」や新会社法による「合同会社」と比較すると、今後もそのイメージは拭いきれないといえよう。しかしながら、実のところ、かなり主観的で、科学的根拠に乏しいといわざるを得ない。もう1つの大きなメリットとしては、社債の発行が、堂々と可能になるということであろう。

あえてデメリットといえば、決算公告が義務化され、取締役・監査役等の任期(最長 10年)も規制される。譲渡制限会社か否かにもよるが、従来の有限会社に比較して、色々な義務や規制が加わってくることかもしれない。

具体的手続は、定款の商号を「株式会社」に変更するだけである。この場合の定款変更は、総株主の半数以上が出席し、その議決権の 3/4 以上の多数が必要となる。費用は資本金の 1.5 / 1000 の登録免許税がかかる程度である。債務超過の有限会社でも変更は可能と考えられる。最低資本金制度も撤廃され、減資による赤字補填も可能である。ただし新会社法では、純資産が 300 万円以上なければ、株主への配当ができないので要注意である。

この組織変更による新体制作りにあたっては、資本金をどうするか(従来のまま、増資、減資)会社機関の設計をどうするか(社員総会、取締役会等)を十分検討する必要がある。

さて、あなたの有限会社、来年はどうしますか? 今から徐々に検討を重ね、「その時」をむかえなければ、ちょっとした「火傷」をしてしまうかも…!